

諸外国の制度比較表

	米国			ドイツ		英国			欧州特許庁	韓国	中国	日本
	付与後レビュー	当事者系レビュー	査定系再審査	異議申立	無効訴訟	長官への取消手続	裁判所への取消手続	職権取消	異議申立	無効審判	無効審判	無効審判
請求人資格	何人も但し、請求書に「真の利害関係人」を記載しなければならない。	何人も但し、請求書に「真の利害関係人」を記載しなければならない。	何人も(ダミーでの請求が可能)	何人も(冒認を除く)	規定なし(解釈により「何人も」(冒認を除く))	何人も(冒認を除く)	何人も(冒認を除く)	-	何人も	登録公報発行後3月以内は何人も請求できる(冒認、共同出願違反を除く)。3月経過後は、利害関係人又は審査官のみ。	何人も	何人も
	321条(a)、322条(a)(2)	311条(a)、312条(a)(2)	301条(a)、302条、MPEP2212	59条1項	81条1項、3項	72条1項、2項	72条1項、2項	-	99条1項	133条1項	45条	123条2項
特許権者による請求の可否	不可	不可	可	不可	不可	可	可	-	不可		可	不可
	321条(a)	311条(a)	302条、MPEP2212	※1	※2	72条1項	72条1項	-	G9/93(OJ1994.891)		審査指南第4部分第3章3.2	
請求理由	新規性欠如 非自明性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件違反(ベストモード開示要件を除く。)	新規性欠如 非自明性欠如	新規性欠如 非自明性欠如	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件(実施可能要件)違反 冒認 不適法な補正又は分割(新規事項追加)	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件(実施可能要件)違反 冒認 不適法な補正又は分割(新規事項追加)	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件(実施可能要件)違反 冒認 不適法な補正又は訂正等(新規事項追加)	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件(実施可能要件)違反 冒認 不適法な補正又は訂正等(新規事項追加)	①新規性(その発明の優先日以後において公開された他の特許出願に記載された事項により、その発明の新規性が認められない場合)、②同一の優先日を有する同一発明についての欧州特許が付与されている場合	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 記載要件(実施可能要件)違反 不適法な補正又は分割(新規事項追加)	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 先願 記載要件違反 不適法な補正又は分割	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 先願 記載要件違反 不適法な補正又は分割	新規性欠如 進歩性欠如 その他の特許適格性欠如 先願 記載要件違反 不適法な補正又は分割
	321条(b)、282条(b)(2)又は(3)	311条(b)	301条	59条1項、21条1項	21条1項、22条1項	72条1項	72条1項	73条1項、同条2項、2条3項	100条	133条1項各号	実施細則65条2項	123条1項
請求期間	特許付与日又は再発行特許の発行日から9月以内	特許付与日もしくは再発行特許の発行日から9月後の日、又は付与後レビューの終了日のいずれか遅い日以降	特許付与後	特許付与の公報発行後3月以内(※3)	異議申立が提起可能であるか又は異議申立手続が係属している場合は、提起することができない	特許付与後	特許付与後	上記②の理由による取消については、欧州特許に対する欧州特許条約に基づく異議申立期間の満了日、又は、異議申立手続が最終的に処理される日より後でなければならない	特許付与の公報発行後9月以内	設定登録後(特許消滅後も請求可)	特許付与の公報発行後	特許付与後
	321条(c)	311条(c)	302条	59条1項	81条2項	72条1項	72条1項	73条3項	99条1項	133条1項	45条	123条1項
審理機関	特許庁(審判部。少なくとも3名の審判部構成員による。)	特許庁(審判部。少なくとも3名の審判部構成員による。)	特許庁(審査部の審査官)	特許庁(3名のうち2名は審査官)	連邦特許裁判所	特許庁長官(権限を代行するHearing Officer1名)	裁判所	特許庁長官	特許庁(審査官3名)	特許審判院(審査官3名又は5名)	特許庁(特許復審委員会、3名又は5名)	特許庁(審判官3名又は5名)
	326条(c)、6条(c)	316条(c)、6条(c)	規則1.515	61条1項、27条3項	65条1項	72条1項、※4	72条1項	73条1項、同条2項	101条1項	132条の2、143条	46条1項	136条
審理構造	両当事者には口頭審理の権利が与えられる(326(a)(10))。審査開始基準:少なくとも1つの請求項に、どちらかといえば無効であること、又は、重要である新規もしくは未解決の法的问题を提起していること(324条(a)(b))	両当事者には口頭審理の権利が与えられる(316(a)(10))。審査開始基準:少なくとも1つの請求項に、請求人が優勢であるという合理的蓋然性があること(314条(a))。特許又は刊行物からなる先行技術のみを証拠とすることができる(311条(b))	書面審理。ただし、特許権者は所定の費用を支払って口頭審理を要求することができる(MPEP2259)。審査開始基準:特許性に関する実質的な新たな問題があること(303条)	口頭審理又は書面審理。当事者が口頭審理を要求した場合、又は特許部が口頭審理が適切であると判断した場合は、口頭審理が行われる(59条3項)。	原則口頭審理。ただし、当事者の合意があれば書面審理によることも可能。	口頭審理又は書面審理。当事者が口頭審理を要求した場合、又はヒアリング・オフィサーが適切であると判断した場合は、口頭審理が行われる。	裁判所が必要と判断した場合に限り、口頭審理が行われる。	特許権者は、自己の意見を述べ、かつ、技術水準の一部を構成する事項を除去するよう明細書を修正する機会が与えられる。	異議部は、最初に書面手続によって結論に到達するよう努力する。ただし、異議部が口頭審理に便宜性があると認めた場合、又は、何れかの当事者が口頭審理を請求した場合は、適当な準備の後、口頭審理が異議部において行われる。	口頭審理又は書面審理。当事者が口頭審理を申請したときは、書面審理のみで決定することができると認められる場合以外は口頭審理をしなければならない。	口頭審理又は書面審理。当事者が口頭審理を請求したときは、合議体は口頭審理の実施に同意しなければならない。また、合議体は自発的に口頭審理を行うこともできる。	原則、口頭審理。但し、当事者又は参加人の申立により、審判長は職権で書面審理とすることができる。
	324条(a)(b)、326条(a)(10)	311条(b)、314条(a)、316条(a)(10)	MPEP2259、303条、304条	59条3項	82条3項、88条	規則80条4項、規則82条1項(c)	※5	73条1項、同条2項	※6	154条1項	実施細則70条1項、審査指南第4部分第4章2.	145条1項
手続中の補正・訂正の可否	可	可	可	可	可	可	可	-	可	可	可(ただし、明細書及び図面の訂正、文言の追加は不可。)	可
	326条(d)(1)	316条(d)	規則1.530(d)、MPEP2221、2250	※7	※8	75条1項	75条1項	-	規則79条1項、80条	133条の2	実施細則69条	134条の2
訂正に対する請求人の反論の機会	有	有	有	有	有	有	有	-	有	有	有(請求項の削除以外の場合)	有
	※9	※9	規則1.535		83条2項	75条2項	75条2項	-	規則79条3項	※10	審査指南第4部分第3章4.2、4.3.1	規則47条の3
同一の請求人及び理由による請求の防止	有	有	無	有	有	無(※11)	有	-	各加盟国による	有	有	有
	325条(e)	315条(e)	-	-	※16	72条5項、6項	※15	-	-	163条	実施細則66条2項、審査指南第4部分第3章2.1	167条
不服申立先/不服申立人	CAFC。請求人も不服申立が可能。	CAFC。請求人も不服申立が可能。	審判部。請求人は不服申立できない。	連邦特許裁判所。申立人も不服申立が可能。	連邦最高裁判所。両当事者が可能。	特許裁判所。請求人も不服申立が可能。(※14)	控訴裁判所。両当事者が可能。	特許裁判所。	審判部。申立人も不服申立が可能。	特許法院。両当事者が可能。	人民法院。両当事者が可能。(※12)	東京高等裁判所。当事者、参加人又は当該審判若しくは再審にその申請を拒否された者
	329条	319条	306条	65条1項	110条1項	97条1項	※13	97条1項	106条、107条	186条	46条2項	178条1項、2項

※1 Richtlinien für das Einspruchsverfahren vor dem DPMA (Einspruchsrichtlinien) vom 18. Januar 2007 3.5.
 ※2 W.Stockmair、安井幸一「ドイツ知的所有権制度の解説」87頁(1996年)
 ※3 3月以内から9月以内へ改正する特許法改正法案が提出されている。
 ※4 Patents:Deciding Disputes(April 2011/reviced April 10)P4
 ※5 Civil Procedure rules 63.25(3)
 ※6 Guidelines for Examination in the European Patent Office, 20 June 2012, Part D, Chapter VI. 1.
 ※7 BGH GRUR 98,901(BIII2b) Polymermasse ; 95,113(III3a) Datentraeger ;90,432 Spleisskammer ; 90,508(II2b) Spreizduebel
 ※8 BGH 30.5.1956(FN250)11
 ※9 Federal Register / Vol. 77, No. 27 / Thursday, February 9, 2012 / Proposed Rules S6869
 ※10 韓国審判便覧(第10版) 638頁
 ※11 侵害訴訟においては、同一理由による無効主張を行うことも可能。裁判所への取消手続を求めるときには、裁判所の許可が必要。
 ※12 特許復審委員会が被告となるため、相手方当事者は、第三者として訴訟参加するよう通知される。
 ※13 Terrell on the law of patents, 17th ed., para.20-30, County Courts Act 1984, s.77
 ※14 Terrell on the law of patents, 17th ed., para.20-55
 ※15 Terrell on the law of patents, 17th ed., para.20-15
 ※16 BGH GRUR 1964.18 Konditioniereinrichtung

諸外国の制度比較表

	米国	ドイツ	英国	欧州特許庁	韓国	中国	日本
制度名	第三者の情報提供	刊行物の通知	第三者の意見	第三者による意見	情報提供	意見書提出	情報提供
	122条(e)	43条3項	21条1項	115条、規則114条	63条の2	実施細則第48条	施行規則13条の2 施行規則13条の3
提供期間	(a)又は(b)のいずれかより前 (A)特許許可通知の日が付与又は郵送された日 (B)特許商標庁による公開日から6月後又は最初の拒絶理由発行日の遅い方	サーチレポート請求後、審査請求後、又は異議手続中	出願公開から特許付与まで	出願公開から(特許付与後も可能)	出願後	出願公開から権利付与の公告日まで	出願の係属中特許付与後
	122条(e)	43条3項、44条3項、59条4項	21条1項	115条、審査便覧D部X章4.5	63条の2	実施細則第48条	施行規則13条の2 施行規則13条の3
対象理由	審査に関連性する可能性のあること	特許付与を妨げる可能性があること	特許性欠如	特許性欠如	特許出願の拒絶理由(但し、背景技術の記載不備、サポート要件、明確性要件、簡潔性要件、単一性要件の不備は除く。)	専利法の規定に合致しないこと	新規性欠如 進歩性欠如 特許適格性欠如 不適法な補正又は訂正(特許付与後のみ) 先願記載要件違反 原文新規事項追加など
	122条(e)	43条3項	21条1項	115条	63条の2但書	実施細則第48条	施行規則13条の2 施行規則13条の3
備考	2011年の法改正前は、情報提供の期間は出願公開後2か月内に限られており(ただし、出願公開前はプロテストという制度により提供することができた。規則1.291)、特許及び刊行物の提出数も限られていた。また、関連性についての説明書を提出することができなかったが、今回の改正により提出できるようになった。		審査官が出願が法律及び規則の要件を満たしている旨を報告した後に、長官が意見書を受領した場合、長官は意見書を審査官に送付しなくてもよい(規則33条5項)。	意見書が出願に関する発明の特許性の全部又は一部を問題にしている場合は、欧州特許庁の部門に係属している何れかの手続において、その手続が終結するまで、これを参照しなければならない(審査便覧E部VI章3)。			
侵害訴訟における無効の抗弁	可	不可	可	-	可	不可。 ただし、被告が侵害訴訟手続中に無効審判を請求した場合、侵害訴訟が中止されることがある。	可
		-	74条1項	-	大法院(全員合議体)2012.1.19判決	「最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」第9条	104条の3